

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWK1M201130		62SV1AS0001 0001					
品名 または 件名							
冊子電子化							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
南恵庭駐屯地			第 7 3 戦車連隊 安藤 2 曹 (内) 5 8 1				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
第 1 科 事務室			令和9年1月29日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第 7 項(2)の適用する契約条項等を確認すること。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月17日 (木) 11時20分 南恵庭駐屯地 会計隊会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 全省庁統一資格申請において、第 2 項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格有する者
 - ウ 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地用標準契約書
- ア 契約条項
 - イ 特約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除 (但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。)
 - イ 契約保証金：免除 (但し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。)
- (4) 入札の無効
- ア 第 2 項及び第 7 項第 1 号で示す競争に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
 - イ 入札金額、入札者氏名が判別しがたい入札

- ウ 電報又はFAXによる入札
 - エ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
 - カ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約書の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (6) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (7) 郵便入札
郵便による入札を行う場合、封筒に「〇〇（入札件名）入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書（写し）を別に同封のうえ書留郵便（簡易書留可）にて令和8年9月16日（水）17時00分までに陸上自衛隊南恵庭駐屯地第323会計隊南恵庭派遣隊へ必着とする。その際、下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- (8) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
エ 感染症拡大防止のため、郵便入札を推奨する。
オ 入札者は、次の文面を入札書の下部余白に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ、入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」
カ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
キ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (9) 担当部署
ア 入札手続に関する事項
061-1411
北海道恵庭市恵南63番地
陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊 担当：坂口
TEL 0123-32-3101（内線352）
FAX 0123-33-1488（直通）
イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第73戦車連隊 担当：安藤（内線581）
- (10) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊
北部方面会計隊ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
イ 掲示期間：令和8年9月1日（火）～令和8年9月17日（木）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWK1M201130																	
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定					
			品 名				使用期限等	引 渡 場 所											
			部品番号 または 規格					搬 入 場 所			検 査								
			使用器材名		仕様書番号			納 期			包 装								
1	62SV1AS0001	0001			ST	1.00				南恵庭駐屯地									
	冊子電子化					第 7 3 戦車連隊 安藤 2 曹 (内) 5 8 1													
	仕様書のとおり					第 1 科 事務室													
						令和9年1月29日													
				- 以 下 余 白 -															

調達要求番号: 62SV1AS0001

陸上自衛隊仕様書					
冊子電子化	仕様書番号: 2				
	作	成	令和	8年	8月4日
	変	更	令和	年	月日
作成部隊等名			第73戦車連隊本部第1科		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、冊子電子化（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

「原本」とは、官側が貸与する冊子（製本）をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等の注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防官文（事）第18号。27.10.1）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

プライバシーマークJIS工業規格（JIS Q 15001）

情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）

ISOマネジメントシステム規格（ISO 9001）

1.4 事業実施に当たっての基本事項

本契約規則及び関係法令を順守し、本仕様書に従うと同時に担当職員の指示に基づき誠実かつ確実に業務を遂行するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

官側は、原本を契約の相手方に貸与し、契約の相手方は、原本を電子化し、電子データが保存されたDVD-ROMを官側に納入する。

2.2 作成要領等

2.2.1 内容

a) 冊子の電子化

原本から写真及び文書を抽出し、電子化（PDF）する。細部は、別紙第1による。

b) **引渡し場所等**

南恵庭駐屯地（第73戦車連隊本部第1科）にて原本を引渡すものとする。

ただし、官側から要請があった場合は貸与中の原本を速やかに返却するものとする。

c) **作業場所**

原則、契約の相手方作業場所とし、その作業現場は北海道内に限る。また、資格要件に定める情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）及びISOマネジメントシステム規格（ISO 9001）の認証登録がない作業場所は、承認しないものとする。

d) **作業時期**

契約締結日から令和9年1月30日(金)まで

2.2.2 **数量等**

冊子「第104特車大隊史綴」： 4冊（約1,708ページを基準）

冊子「第104特車大隊史」： 12冊（約2,182ページを基準）

冊子「第1戦車団史」： 7冊（約1,004ページを基準）

冊子「第3戦車群史原議」： 1冊（約775ページを基準）

冊子「第1戦車団史原議」： 1冊（約185ページを基準）

冊子「第73戦車連隊史」： 2冊（約142ページを基準）

2.2.3 **画像データ**

作製したデジタルデータ提供用と保存用2種類を作製する。

2.2.4 **納入品**

PDFデータが記憶されたDVD-ROM 1式

尚、媒体のレーベル及びケースジャケットに別途官側が指示する情報を印字するものとする。

（別紙第5～7参照）

2.2.5 **納期及び納地**

a) **納期**

令和9年1月30日

b) **納地**

南恵庭駐屯地（第73戦車連隊本部第1科）

3 **品質保証**

3.1 **監督・検査**

監督及び検査は、契約担当官等の定めるところのほか、次の項目について検査を実施し、その検査結果を証明する書類（別紙第3）を提出するものとする。

a) スキャニング漏れ

b) 文字の判読性

c) 不要線の有無

d) 画像の向き・傾き・折れ

- e) データ全てにおいて表示可能の有無（画像展開検査）
- f) 全検索機能の機能点検
- g) ウィルスチェックの実施

3.2 見読性の保持

生成された電子データは、紙媒体と同様の見読性を有すること。なお、見読性が不十分な場合は、電子媒体化を再度実施する又は紙媒体の状態に係る証明書を提出すること。

4 出荷条件

包装要領は一般慣習によるものとする。

5 その他指示

5.1 提出書類

契約相手方は、表に示す書類を第73戦車連隊本部第1科に提出するものとする。

	名称	部数	提出時期等	様式
1	役務従事者等名簿	1部	契約締結後、速やかに	別紙第4
2	検査証明書 (3.1と同じ)	1式	納入時、文字の判読性、画像の向き及び傾き、データ全てにおいて表示可能の有無（画像展開検査）並びにウィルスチェックについて検査を実施し、その検査結果を証明する書類を提出する	任意
3	消去証明書	1式	納入後、本役務で使用したハードディスク等に残存しているデータについて、復元ソフトを使用しても復元できない方法により速やかに消去し、消去年月日及び消去方法（使用したソフト名等）を明確にした証明書を提出する	任意
4	電子化不可冊子 一覧表及び証明書	1部	紙等の劣化により電子化が不可能である場合は、電子化が不可能であるフィルムの一覧及び電子化が不可能である理由を明確にした資料及び証明書を提出する	任意

5.2 注意事項

- a) 契約の相手側は、入札時、あらかじめ保全担当者及び役務従事者を指名し、別紙第3により官側に通知するものとする。
- b) 原本の接受は、保全担当者に指定された者以外、行ってはならないものとする。
- c) 作業は、契約の相手側が指定する工場等で行い、文書の取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- d) 官側から貸与した原本及び契約の相手側が電子化したデータは、納入までの間、契約の相手方施設等において鍵のかかる保管容器等に保管しなければならないものとする。
- e) 原本については、一部劣化のおそれがあるものがあるため、取扱いには注意を払うものとする。

5.3 官側の確認について

- a) 契約の相手方は、当初、電子化するPDFデータについて、仕様書に基づいて作成しているかの見本を作成し、官側の確認を得るものとする。
- b) 電子データ生成後、DVDに完成見本を書き込み官側に提出し、官側の確認を得るものとする。

5.4 事前確認及び官側から貸与した原本について

- a) 契約の相手方は、原版完成後、完成見本を官側に提出し、官側の確認を得るものとする。
- b) 官側から貸与した原本については、原則引渡し時の同じ状態に原状回復するものとし、官側において前号の確認が得られた後、返却する。

5.5 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

5.6 権利の帰属

- a) 本役務に係わる成果物及び類似の派生物における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- b) 本役務によって得られた成果については、官側の許可なく公表又は第三者に譲渡してはならない。

5.7 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行にかかる文書等で「取扱い上の注意を要する文書等」の取扱いは、取扱い上の注意を要する文書等の注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の規定に基づき、官の指示に従うものとする。
- b) 契約の相手方は、本役務により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

5.8 情報保全

- a) 貸与品については、契約の相手方の責任において保管するものとし、官側の許可なく複製又は他の者に貸与等してはならない。
- b) 契約の相手側は、第三者に本役務の一部又は全部を委託する場合には、前記c)に従い、あらかじめ承認を得なければならない。

- c) 契約の相手側は、納品後、本役務で使用したハードディスク等に残存しているデータについて、復元ソフトを使用しても復元できない方法により速やかに消去し、消去年月日及び消去方法（使用したソフト名等）を明確にした消去証明書を提出する。尚、様式については任意とする。
- d) 冊子の劣化により電子化が不可能である場合は、電子化が不可能である理由を明確にした電子化不可一覧表を提出する。尚様式については任意とする。
- e) 官側は、必要がある場合に、契約の相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は契約の相手方工場等の関係場所に立入調査を行うことができるものとし、契約の相手方はこれに協力しなければならない。
- f) 契約の相手方は、契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5.9 資格要件

入札参加希望者の資格要件を以下のとおりとする。

- a) 国立公文書館または国立公文書館等に類する機関が保有する活動記録の電子化契約実績を有するものとする。
- b) 作業従事者は、実務経験5年以上の正社員で構成されて、かつ、デジタル画像データ作成において活動記録の取り扱い、BOOKスキヤニング、画像検査の知識を有していることが求められるため（社）日本文書情報マネジメント協会が行う文書情報管理士1級以上の資格保有者であるものとする。
- c) プライバシーマークJIS工業規格（JIS Q 15001）、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）及びISOマネジメントシステム規格（ISO 9001）の認証を受けた業者であるものとする。（下請け業者を含む。）
- d) 上記要件を満たすことを証明する資料を10日前（入札日の土・日・祝日を除く。）までに書面で第73戦車連隊本部第1科に提出するものとする。

5.10 業務の調査等

官側は、この仕様書に係る業者の業務が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、事前に工場等の施設に立ち入って調査を行う。また、この時、業者は官側に協力しなければならない。

5.11 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合等が発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

5.12 仕様書に関する疑義

この仕様書の関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

冊子電子化

1 冊子電子データ化に関する要求

- (1) 官側から貸与する，冊子に記載されている写真及び文書を電子化する。
- (2) スキャニングは，高品質な電子画像データを作成するものとし，文字情報，図面地図等線図以外の黒ずみ等は可能な限り削除する。尚，画像調整はスキャニング時に行うものとし，デジタル変換後のソフトウェアでの調整は補助手段とする。

2 作業内容

対象冊子を受け入れ，状態確認，資料整理の内容は下表のとおり。

1 資料確認	ホチキス，紐とじなどは外す。折りたたまれているページは，折れ直しスキャニング可能な資料形態に整理する。
2 コマ数	資料ごとのコマ数を算定するものとし，片ページで 1 コマとする。 なお，付箋や折り込み図がある場合は，付箋や折り込み図を広げてスキャニングしたコマ数も含めて算出すること。 ※二つ折りの場合は，1 ページとしてスキャンすること。 例：二つ折りページの資料は，1 コマとなる。
3 作業上の困難	開きが悪い，文字の閉じ部分にかかっているために判断できない等，撮影時に支障の生じるおそれのある事項を記録する。

3 入力器材

平床式ブックスキャナ

4 電子データの仕様

- (1) データ形式
PDF/A-1 (ISO/19005-1)
- (2) 解像度
400 dpi 以上
- (3) 1 コマのサイズ
1 コマが A4 サイズに入るように電子化する。
- (4) 色の階調
RGB 24 ビット
○ 写真及び文書
フルカラー
- (5) OCR テキスト認識処理
作成した全ての電子画像に対して OCR テキスト認識処理を行い文字検索を可能とする。作

業に当たってはレイアウトによる誤認識が生じないよう、本文の各レイアウトに合わせて部分ごとにOCRテキスト認識を実施する。また、精度は確認校正作業を必須とし、全文文字検索が可能な状態とする。

(6) しおり機能処理

PDFデータに「しおり」機能を付与する。また、「しおり」は資料の目次を参考に作成する。

(7) 文字入力に係る不具合等の処理

冊子から写真及び文書が読み取れず入力が困難な場合は、補修等を実施して入力に努めること。ただし、補修等を速やかに官側に通知し、指示を受けるものとする。

(8) ファイル名称の規則

PDF化したデータのファイル名称は、表表紙の表題をファイル名称にすること。なお、ファイル名称の最後に「(スキャン)」を付すこと。

(例) 第104特車大隊史の場合「昭和〇〇年度第104特車大隊史(スキャン)」

第1戦車団史の場合「平成〇〇年度第1戦車団史(スキャン)」

ページ数算出表(第104特車大隊史綴)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和31年第104特車大隊史綴	771	3	昭和33年第104特車大隊史綴	103
2	昭和32年第104特車大隊史綴	713	4	昭和34年第104特車大隊史綴	121
			総計	4冊1708ページ	

(第104特車大隊史)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和35年第104特車大隊史	145	7	昭和41年第104戦車大隊史	185
2	昭和36年第104特車大隊史	95	8	昭和42年第104戦車大隊史	237
3	昭和37年第104特車大隊史	63	9	昭和44年第104戦車大隊史	247
4	昭和38年第104特車大隊史	351	10	昭和45年第104戦車大隊史	321
5	昭和39年第104戦車大隊史	151	11	昭和47年第104戦車大隊史	86
6	昭和40年第104戦車大隊史	223	12	昭和48年第104戦車大隊史	78
			総計	12冊2182ページ	

(第1戦車団史)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和49年第1戦車団史	113	5	昭和53年第1戦車団史	149
2	昭和50年第1戦車団史	123	6	昭和54年第1戦車団史	184
3	昭和51年第1戦車団史	115	7	昭和55年第1戦車団史	193
4	昭和52年第1戦車団史	127	総計	7冊1004ページ	

(第3戦車群史)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和49年第3戦車群史	775	総計	1冊775ページ	

(第1戦車団史)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和52年から昭和55年 第1戦車団史	185	総計	1冊185ページ	

(第73戦車隊史)

連番	年度	ページ数	連番	年度	ページ数
1	昭和56年第73戦車連隊 史	86	2	平成元年第73戦車連隊史	56
			総計	2冊142ページ	

※各年度10ページの増減を許容範囲とする。

検査証明書

項目		検査結果	異状の有無	備考
1	スキャニング漏れ		有・無	
2	文字の判読性		有・無	
3	不要線の有無		有・無	
4	画像の向き・傾き・折れ		有・無	
5	全ファイル画像展開検査		有・無	
6	全検索機能の機能点検		有・無	
7	ウィルスチェック		有・無	

上記の項目を検査した結果

異常のないことを証明します。

令和 年 月 日

会社名

印

責任者

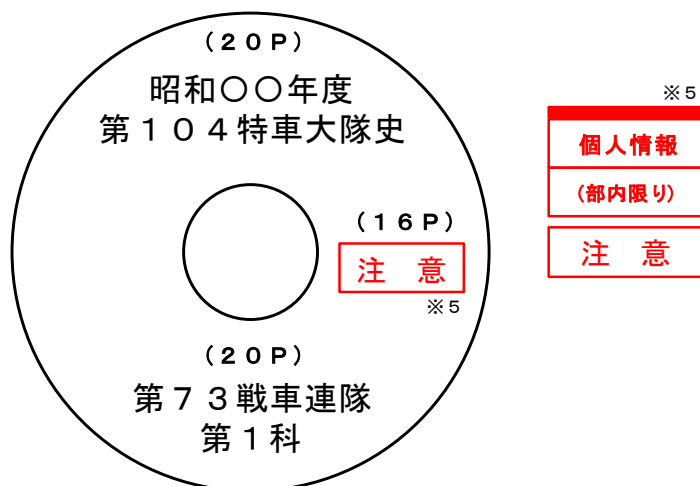
役務従事者等名簿

会社名：

番号	ふりがな 氏 名	生年 月 日	郵便 番号	現住所	性別	所属 部署	役職	国籍

※ 氏名の「ふりがな」は必ず記載してください。

図 1－DVD－ROMレーベル



- ※1 背景は無色とする。
- ※2 文字は、MSゴシック体、黒及び一部朱色とする。
- ※3 () 内の数字は、ポイント数(基準)を示す。
- ※4 各種配置等細部については、官側との調整による。
- ※5 原本の右上部に記載のある表示と同様の表示とする。

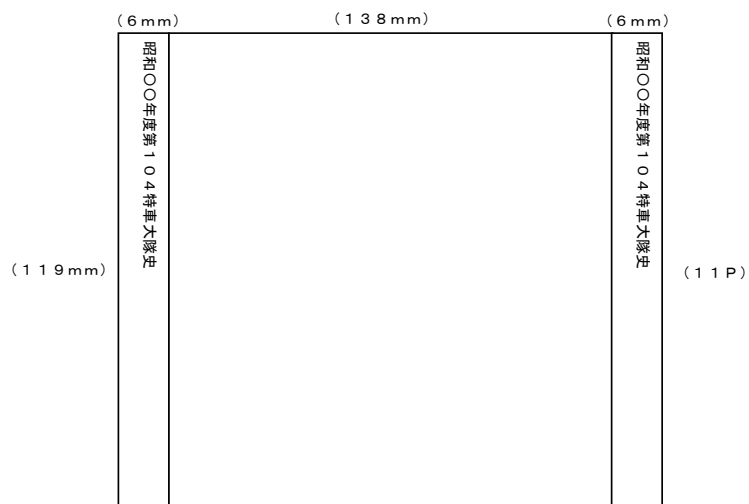
(表面)

(240mm)	
(119mm)	(30mm) ※5 (10mm) 注 意 (16P) 昭和〇〇年度 第104特車大隊史 ^(20P) 第73戦車連隊 第1科 (20P)

(2mm) —	(30mm) ※5
(10mm)	個人情報
(10mm)	(部内限り)
	(3mm)
	(10mm) 注 意
	(30mm)

- ※1 背景は無色とする。
- ※2 文字は、MSゴシック体、黒及び一部朱色とする。
- ※3 ()内の数字は、ポイント数(基準)を示す。
- ※4 各種配置等細部については、官側との調整による。
- ※5 原本の右上部に記載のある表示と同様の表示とする。

(側面及び裏面)



- ※1 背景は無色とする。
- ※2 文字は、MSゴシック体、黒及び一部朱色とする。
- ※3 () 内の数字は、ポイント数(基準)を示す。
- ※4 各種配置等細部については、官側との調整による。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

1 市場価格調査

契約実施計画番号	6LWK1M201130							
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄	納 地		指定
品 名					使用期限等	引 渡 場 所		
部品番号 または 規格						搬 入 場 所		検査
使用器材名			仕様書番号		グループ	納 期		包装
62SV1AS0001 0001			ST	1.00		南恵庭駐屯地		
冊子電子化						第73戦車連隊 安藤2曹 (内) 581		
仕様書のとおり						第1科 事務室		
						令和9年1月29日 (金)		

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和8年9月15日(火) 15時00分

3 市場価格調査提出場所

第323会計隊南恵庭派遣隊

4 備考

別添の品目別内訳書に税抜き単価及び金額の記載をお願いいたします。
(FAX等による提出可)

【提出先及び問い合わせ先】
〒061-1411
恵庭市恵南63番地
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊 契約班 (担当：坂口)
TEL：0123-32-3101 (内線352)
FAX：0123-33-1488 (直通)